

多摩市告示第193号

令和2年度労務報酬下限額等

多摩市公契約条例第7条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和元年10月21日

多摩市長 阿部裕行

多摩市公契約条例第7条第1項第1号に規定する額

[単位：円（1時間当たり）]

職 種	下限額	職 種	下限額
特殊作業員	2,723	普通船員	2,588
普通作業員	2,375	潜水士	4,557
軽作業員	1,700	潜水連絡員	3,140
造園工	2,385	潜水送気員	3,117
法面工	3,015	山林砂防工	3,027
とび工	3,038	軌道工	5,018
石工	3,072	型わく工	2,892
ブロック工	2,847	大工	2,847
電工	2,870	左官	3,072
鉄筋工	3,060	配管工	2,577
鉄骨工	2,858	はつり工	2,790
塗装工	3,140	防水工	3,330
溶接工	3,365	板金工	3,095
運転手（特殊）	2,678	タイル工	*****
運転手（一般）	2,217	サッシ工	2,847
潜かん工	3,342	屋根ふき工	*****
潜かん世話役	3,950	内装工	3,072
さく岩工	3,330	ガラス工	2,768
トンネル特殊工	3,275	建具工	*****
トンネル作業員	2,700	ダクト工	2,510
トンネル世話役	3,635	保温工	2,543
橋りょう特殊工	3,342	建築ブロック工	*****
橋りょう塗装工	3,465	設備機械工	2,588
橋りょう世話役	3,825	交通誘導警備員A	1,710
土木一般世話役	2,768	交通誘導警備員B	1,485
高級船員	3,275		

多摩市公契約条例第7条第1項第1号に規定する割合

職種ごとの総労働時間を基礎とする80%以上

多摩市公契約条例第7条第1項第2号に規定する額

[単位：円（1時間当たり）]

適用範囲	業務内容	労務報酬 下限額
<p>多摩市公契約条例第5条第1号に規定する業務のうち、別紙1の労務報酬下限額が適用されない労働者等</p> <p>※ 工事における熟練労働者以外の者</p>	<p>別紙1の職種に係る業務</p>	<p>1, 075</p>
<p>多摩市公契約条例第5条第2号から第4号に規定する業務の労働者等</p> <p>※ 委託・指定管理協定等の業務に従事する者</p>	<p>公園管理業務 施設の樹木管理業務 法面維持管理業務</p>	<p>1, 053</p>
	<p>街路樹の維持管理業務 (街路樹等の補助作業員を除く)</p>	<p>1, 060</p>
	<p>下水道管渠清掃等業務(補助作業員を除く) (下水道管渠内における清掃業務及びこれに伴う準備・片付け業務)</p>	<p>1, 328</p>
	<p>可燃物等の収集運搬業務</p>	<p>1, 073</p>
	<p>学校給食センター調理等業務委託</p>	<p>1, 080</p>
	<p>学校給食配送業務委託</p>	<p>1, 080</p>
	<p>学校給食配膳業務委託</p>	<p>1, 050</p>
	<p>上記以外の業務・指定管理協定</p>	<p>1, 046</p>